

国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の適正管理及び
不正使用防止に関する規程

平成20年10月30日制定
令和2年3月26日改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理及び不正使用防止について必要な事項を定め、研究機関としての説明責任を果たし、本学に所属する研究者の研究活動を支援することを目的とする

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、運営費交付金、補助金、委託費、奨学寄附金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。
- (2) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって競争的資金等の交付条件、本学の規程又は法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (3) 「公的研究費の不正使用等に係る通報（以下「通報」という。）」とは、本学の自主・自立と公共の利益を守るために、職員等及び職員等でない者が知り得た本学の運営に関する他の職員等の違法な行為又は違法性の高い行為について通報することをいう。
- (4) 「各所属」とは、本学の管理運営組織規程第18条、学則第3条第3項、第8条、第9条、医学部附属病院規程第5条に規定する各組織のことをいい、診療科は対応する講座に含まれる扱いも可とし、大講座においては必要に応じて適宜区分するものとする。

(運営及び管理体制)

第3条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、次条に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第3条の2 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責

任者を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針に基づき、組織横断的な視点で大学全体の具体的な対策を策定及び実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

第3条の3 各所属における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各所属の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自らが管理監督する職員に対して、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、毎事業年度ごとに実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善等の指導を行う。

(資金執行上の責任)

第4条 本学における公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

- 2 会計伝票の決裁については、国立大学法人滋賀医科大学会計決裁権限規則(平成16年4月1日制定)を適用する。

(不正防止計画の推進部署)

第5条 最高管理責任者は、全学的な観点から、公的研究費の不正使用を発生させる要因に対する防止計画を推進するため、最高管理責任者の下に公的研究費の不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

- 2 推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する理事
- (3) 最高管理責任者が指名する教職員
- (4) 研究推進課長
- (5) 会計課長
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める学外有識者

- 3 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係各課室と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他公的研究費の適正管理及び不正防止に関すること。

4 推進室の事務は、関係各課・室の協力を得て、研究推進課において処理する。

(モニタリング体制)

第6条 最高管理責任者は、全学的な観点から、公的研究費の不正使用を防止するための内部監査を推進するため、監査室にモニタリング業務を行わせるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、モニタリングに関し必要な事項は、監査室が別に定める。

(相談窓口)

第7条 本学における公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について本学内外から相談を受ける窓口を置く。

2 相談窓口は、研究推進課とする。

3 相談窓口は、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口等)

第8条 公的研究費の不正使用等の通報に対応するため、研究推進課を通報及び相談窓口（以下「通報窓口」という。）とする。

2 通報窓口の責任者は、研究推進課長とする。

3 通報窓口に通報があった場合は、通報窓口の責任者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかに報告しなければならない。

(通報者の保護)

第9条 最高管理責任者は、通報者及び調査に協力した者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。

2 職員等は、通報者及び調査に協力した者に対して、不利益な取扱いを行ってはならない。

(通報の方法等)

第10条 通報の方法は、通報者の氏名、身分、連絡先を明らかにし、文書又は電子メールで行うものとする。

2 通報は、公的研究費の不正使用等を行った、又は行おうとしている者の氏名及び不正使用の内容が具体的なものでなければならない。

3 通報窓口以外の職員が通報を受けたときは、当該職員は、速やかに通報窓口連絡しなければならない。

(不正使用に係る調査、処分等)

第11条 最高管理責任者は、職員等に公的研究費の不正使用等の疑いがあるときは、直ちに調査を開始するものとする。

2 前項の調査の結果、最高管理責任者は、当該職員等が公的研究費の不正使

用等を行ったと認められる場合は、国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則に基づき、必要な処置を厳正に講じるものとする。

3 調査に関する必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第12条 通報に係る業務に従事する者又は従事していた職員等は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 不正使用に係る調査に協力した職員等は、調査の内容を漏らしてはならない。

(教育研修)

第13条 統括管理責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、職員等の規範意識の向上を図るものとする。

(検収確認業務窓口の設置)

第14条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、会計課等に検収確認業務窓口を置く。

2 検収確認業務は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則（平成16年4月1日制定）を適用する。

(会計関係規程の適用)

第15条 公的研究費の交付機関から本学に公的研究費の執行及び管理要請があった場合は、本学の会計関係規程を適用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。